

部会および委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款同施行規則第13条、14条の規定により設置する部会の運営および委員会の運営について必要な事項を定める。

(部会の構成)

第2条 部会は理事をもって構成する。

2 部会を担当する理事、および部長は会長が指名する。

(部会の業務)

第3条 部会は、同定款第3条に規定する事業を分掌し、会務執行上必要とする専門事項の調査、企画、立案を委員会に当たらせるものとする。

第4条 部長は、部会を統括し、部会で審議した事項の審議経過およびその結果を、その都度会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときはこれを理事会に諮り、その取り扱いをすみやかに決定し、会務の執行に当てなければならない。

(委員会)

第5条 各部等の中に、次の委員会等を設置する。

総務部：総務委員会、災害対策委員会

獣医事部：獣医事対策委員会、薬事対策委員会

学術部：生涯教育委員会、感染症委員会

事業部：学校飼育動物対策委員会、動物愛護・社会福祉委員会

プロジェクト室

2 会長は、必要に応じ別途特別に委員会等を設置することができる。

(委員会の構成)

第6条 委員会は委員をもって構成する。

2 委員は、理事および正会員の中から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 委員長は、会長が理事の中から指名し、副委員長は委員の互選による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、理事の任期に準ずる。但し選挙管理委員は役員選任規程による。

(審議事項の処理)

第8条 委員長は、委員会を統括し、委員会で審議した事項の審議経過およびその結果を、その都度すみやかに担当部長を通じて会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときはこれを理事会に諮り、その取り扱いをすみやかに決定し、会務の運営に当てなければならない。

(学術顧問等)

第9条 本会活動向上のために、理事会は学術顧問等を有識者の中から推薦できる。

2 学術顧問等は、本会および各委員会活動に参加し、意見を述べる事が出来る。

3 学術顧問等には、費用を支弁することが出来る。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決により会長が別に定めることができる。

附則

1. この規程は、平成21年10月4日より施行する。(平成21年度第5回理事会改正)
2. この規程は、平成26年11月24日より施行する。(平成26年度第5回理事会改正)
3. この規程は、平成27年9月21日より施行する。(平成27年度第5回理事会改正)
4. この規程は、平成28年7月24日に一部改正。(平成28年度第3回理事会改正)
5. この規程は、平成29年10月1日より施行する。(平成29年度第5回理事会改正)